

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、そ)

告示
示

◆公安規則 風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則
◆正誤 鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則中訂正

◇告示 次
結核予防法による医療機関の指定

木材業者及び製材業者の登録

保安林予定森林

解除予定の保安林

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の変更の認可

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可

土地改良事業の完了

都市計画事業の認可

鳥取県告示第八百九十一号

指定期日	医療機関名	所在地
昭和四十七年十月五日	田川整形外科医院	米子市福市一、一六九

鳥取県告示第八百九十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月十日

◇選管告示

都市計画法第六十六条の規定による告示

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

選挙管理委員会の招集

衆議院議員総選挙における立会演説会の開催計画に関する意見の聴取

昭和四十七年十一月十日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例同条第二項の規定により告示する。

木材業者	登録番号	登録年月日	住所	氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名
鳥木第一	四五号	昭和四七年八月八日	岡山県真庭郡久世町二四二三	中国林業株式会社 篠繁太
八木第一	一八号	七月三一日	八頭郡智頭町八河谷	白森一本重
日木第二	一九号	一二〇号	大内七四二ノ一	穂見
米木第一	九六号	九月三〇日	境港市佐斐神町八七三	西村三郎
日木第二	二二号	七月二十四日	日野郡溝口町三部	西口恒一
二三号	二四号	一二日	富江八三	越樋口雄
二五号	二六号	八月二十五日	日南町中石見	林田恒一
二七号	二八号	三〇日	日野町福長一二八一ノ二	森本一
"	"	"	日南町中石見七六一ノ一	宇田虎雄
"	"	"	江府町江尾	西田義一
"	"	"	日南町印賀一〇四一	宇田恒一
登録番号	登録年月日	住所	有限会社 美保木材	太
八製第一	七三号	昭和四七年七月三一日	宇田電気木材工業所	白森繁
米製第一	七四号	八月二十五日	生田林業	岩本重
日製第一	八号	二六日	中野製材所	篠田貞
一二号	九号	"	有限会社 中野製材所	中根辰
"	"	"	宇田農業	白根昇
"	"	"	日野田中	中辰
"	"	"	日野田中	清美
"	"	"	日野田中	義一
"	"	"	日野田中	浦美
"	"	"	日野田中	太郎
登録番号	登録年月日	住所	宇田電気木材工業所	太郎
八頭郡智頭町大内七四二ノ一	八月二十五日	日野郡日野町黒坂一一八六	生田林業	白根昇
境港市佐斐神町八七三	二六日	日野郡日野町黒坂一一八六	中野製材所	中辰
日野郡日野町黒坂一一八六	"	江府町武庫五七二	宇田農業	清美
日南町中石見	"	花口六四二ノ一	日野田中	義一
日南町中石見	"	"	日野田中	浦美
江府町江尾	"	"	日野田中	太郎
花口六四二ノ一	"	"	日野田中	白根昇
有限公司 中野製材所	宇田電気木材工業所	宇田電気木材工業所	宇田電気木材工業所	太郎
中野辺辰	佐々木晃照	佐々木晃照	佐々木晃照	白根昇
美猛彰代務	美均務	美均務	美均務	太郎

氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名

鳥取県告示第八百九十二号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

日南町多里

宮内九一七ノ一

石 亀 良 人
倉 光 正 良

高橋字東大平一〇九二

(一) 指定の目的

公衆の保健

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三(一) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町大字豊房字西大平二〇五五の一

(一) 指定の目的

公衆の保健

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡中山町大字松河原字焼平一六一七、字中大平一六五一、大字

2

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四(一) 保安林予定森林の所在場所

米子市大篠津東五七の二三、五七の二四、字安田三八四の一三、字戎七〇一の七、字東ノ二 七二一の二四、字高揚八五〇の二一、八五〇の一三、八五一の八、和田字和田灘東一の四、字御崎川尻北三〇九九の二、三〇九九の四、字東灘北三一五〇の五、字上大灘東北三一五一の一、三一五一の一二、字上松中東三二七三の二、字下灘屋敷東三二七四の九、字中屋敷東三四三六の一三、三四三六の一四、三四三六の一五、字灘中屋敷三四三七の一七、三四三七の一八、字上灘屋敷東三六一〇の一三、字一割屋敷東三六八八の一六、字下灘屋敷三二七四の九、富益字新開一一の一九、字新開一一三の一二、字新開三二四の四、二六の一七、字新開四 五〇の一一、字新開五 五四の四、五七の九、字新開六 六七の一五、字新開七 七〇の一一、字新開八 一〇〇の五、一一一の一〇、字新開九 一二八の七、字新開十一 一三九の一、字新開十一 一六四の一〇、一一〇八の六、二二六の一〇、夜見字砂浜三〇八八の一九、字砂浜一 三〇九一の七、字砂浜二 三〇九五の一四、字砂浜三 三〇九七の一九、三〇九七の二〇、字砂浜四 三一〇一の一〇、三一〇一の一、字砂浜五 三一〇三の二三、両三柳字三右衛門道西北三〇五一の一五、字半右衛門道左右三〇八一の三、字代吉郎道西三〇八二の二、字御免地道東三一〇四の二、字御免地道西沖三一二四の二、字新川西三一二五の四、字幸助道左右三一九〇の三、字治中道左右三一九一の四、字忠次郎道西三二〇三の四

指定の目的

公衆の保健

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

五(一) 保安林予定森林の所在場所

境港市佐斐神字砂浜一 七の一四、七の一五、字砂浜二 八の一〇、八の一一、字砂浜三 二五の一三、字砂浜四 二九の一七、小篠津字上灘の一五〇、字中灘二三六の一四、字御崎灘二五七の六、二六五の九、字下灘二八九の一〇、新屋字川向前三三四五の二五

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

(「次のとおり」とする。)

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課並びに鳥取市役所、米子市役所、境港市役所、中山町役場及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百九十三号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字小浜字浜畑九四七の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、羽合土地改良区の定款の変更を昭和四十七年十一月七日認可した

ので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百九十五号

倉吉市鶴河内二六二三番一地衣笠清市ほか十二人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（生竹地区ぼ場整備）事業計画の変更については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条の二第二项において準用する同法第四十八条第六項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十一月七日認可したので、同法第九十五条の二第三項において準用する同法第四十八条第八項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百九十六号

昭和四十七年十月十一日付で中山町長から申請のあつた土地改良（羽田井地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十一月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十七号

三朝町長から申請のあつた町営土地改良（山田地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十一月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百九十八号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百三十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土 地 改 良 事 業 の 名 称	完 了 年 月 日
-------------------	-----------

県営湖山砂丘地区整備事業

昭和四十七年三月二十日

鳥取県告示第八百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業六・五・一東山公園

三 事業施行期間

昭和四十七年十一月十日から昭和五十一年三月三十一日まで

四 事業地

米子市東山町車尾字扇ヶ坪西及び字池ノ上地内

鳥取県告示第九百号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鹿野町

00110

二 都市計画事業の種類及び名称

鹿野都市計画道路事業二・三・二柿谷湯花線

三
事業施丁明細

昭和四十七年十一月十日から昭和四十九年三月三十一日まで

鳥取県告示第九百二号

氣高郡鹿野町大字今市字中筋、字上狐平、字百尋、字狐平、字六反田、
字下六反田、字山崎、字樋ノ詰、字越路谷口及び字西方寺谷口地内

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、米子駅裏土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があつたので、同法同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第九百一號

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、青谷都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月十日

鳥取県知事 石破二朗

一
邵子十画事集之重頌之名下

青谷都市計画道路事業三・四・一遠崎線

二 施行者の名称

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

氣高郡青谷町大字青谷字遠崎、字北浜、字口堤谷、字鹿野坂口、字背

選舉管理委員會告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

昭和四十七年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十七年十一月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和四十七年十一月十一日 午前十時

二場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三議題 衆議院議員総選挙の立会演説会開催計画について

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二百五十五条第三項の規定に基づき、衆議院議員総選挙における立会演説会の開催計画に關して意見をきくので、次のとおり鳥取県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の參集を求める。

昭和四十七年十一月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和四十七年十一月十一日 午前十一時

二場所 鳥取市東町一丁目三百五番地

鳥取県自治会館第六号会議室

する。

鳥取県公安委員会規則第八号

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則（昭和四十一年一月鳥取県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中 スマート ボール	ぱちんこ 玉一個につき 二円以下	玉一個につき 二円以下
	玉一個につき 二円以下	玉一個につき 三円以下
スマート ボール	ぱちんこ 玉一個につき 三円以下	玉一個につき 三円以下
	玉一個につき 三円以下	玉一個につき 三円以下

に改める。

附則

この規則は、昭和四十七年十一月十五日から施行する。

正誤

公安委員会規則

十七 段行誤 正

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取

風俗営業等取締法施行規則の一部を改正する規則をここに公布

鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則（昭和四十七年十月鳥取県規則第六十九号）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】